

極秘

韓国政府による遺骨の縁故者  
調査方法について

韓国外務省より通報のあった韓国政府  
による遺骨の縁故者調査方法は次のとおり。

(1) 南北いずれの出身地を問わず同時に縁  
故者を探すが、とくに北出身者については

A. 出身地別の行政機関（在韓の道知事、  
名譽郡庁等）

B. 出身地別で構成されている各種団体  
（道民会、郡民会等）

ハ. 本貫別の宗親会

を通じて、また、

ニ. 道、市、郡、邑、面、洞、里の行政機関に

通達してあらゆる手段を尽して縁故者の

発見に努める。

(2) 縁故者の範囲としては、

1. 原則として民法上の親族

2. 民法上の親族ではないが、血縁、姻戚

関係にある者および本貫を同じくする者

(注) 「本貫」とは、<sup>その姓の</sup>「始祖の発祥地」をいふ。

韓国人の戸籍には本貫の欄があり、同じ  
姓でも李の場合、「廣州の李」「全州の李」

「平山の茶」というように本貫をつけて識別する。

その姓と本貫を同じくする一族の会を「系親会」という。

ハ. その他特殊な関係にある縁故者(同郷者、同窓者等)

ニ. 出身地別の系親代表者(系親代表者)

を考えているが、できる限りI.P.H.を採出して解決する。

(2) 縁故者参見のために相当の期間が必要であるが、半年以内を終了したいと考えている。

(4) 日本政府が遺骨を引き渡される際には、

日本国内で慰霊祭等を行なわれると思う。

が、韓国側としては香料等は問題にしてい

ない。ただ、梱包および韓国までの輸送に

ついでに便宜および経費は日本政府で提

供していただきたい。